

「相続を伴う場合の適正な課税（死亡者課税）」

一般財団法人MIA協議会 賛助会員
櫻田法律事務所 弁護士 今井 亮

1 最近の状況

- ① 所有者不明不動産
最近、所有者不明不動産が問題となっているが、その多くは「相続」を伴うケースである。
- ② 相続登記未了で放置される不動産
・「跡取り」の不在や何世代にも渡る放置（数次相続）から相続問題が複雑化している。
・登記費用や固定資産税等により不動産の維持・管理コストが負担となる。

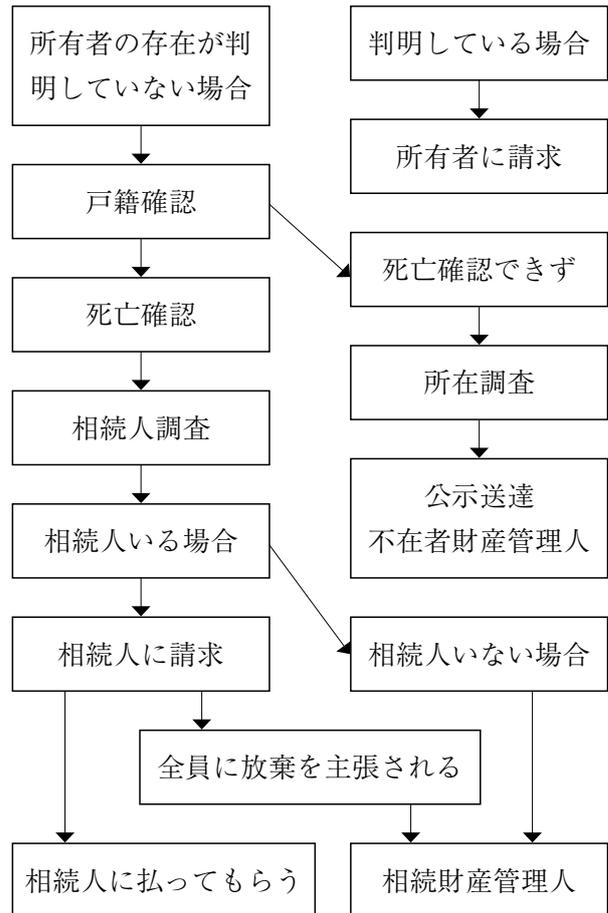
2 固定資産税の基礎

- ① 固定資産税の納税義務者
・固定資産の所有者
・登記簿（土地・家屋）又は課税台帳に登録されている者
- ② 課税徴収の流れ
・納税通知書の発送→督促→滞納処分

3 相続の基礎

- ① 相続の法的効力
・相続開始時に一切の権利義務を承継
・相続人が複数の場合は、その相続分に応じて承継する。
- ② 相続人の範囲
・配偶者、直系卑属（直系尊属、兄弟姉妹）
相続人の調査
・死亡者名義の課税は原則無効であることから、賦課期日と死亡の前後関係、不動産を相続しているか、納税義務を相続しているかを調べる。
・債務者及びその親族の戸籍謄本を確認する。
・現在の戸籍から出生時まで遡る。
- ③ 相続放棄
・家庭裁判所に申述しなければならない。
・原則として、相続開始を知った時から3か月以内
・初めから相続人とならなかった者とみなされる。

4 問題となる場面（フローチャート）



5 まとめ

- ① 相続対応については
・初動が肝心
住民課（戸籍課）に死亡届が提出された時が一つのポイントとなる。
・影響が多方面に及ぶ。
役所全体で横断的に連携を図る必要がある。
- ② 各自治体で様々な試み
・条例で申告義務を課す。
・窓口を一本化する。（例：統合窓口課）
- ③ 立法による手当て
・相続登記の際の登録免許税の免税（2018年度税制改正大綱より）
・相続登記の義務化（将来）